

横浜市緑化地域内における建築物の緑化率の制限に関する事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、都市緑地法（昭和48年法律第72号。以下「法」という。）第34条第1項に規定する緑化地域に係る建築物の緑化率の制限に関する手続について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この基準における用語の意義は、法の例による。

(緑化率の適用除外に関する許可又は不許可の通知)

第3条 市長は、横浜市都市緑地法施行細則（昭和49年12月横浜市規則第163号。以下「規則」という。）第9条第1項の規定による申請があった場合は、申請内容が法第35条第2項各号の規定に適合するかどうかを審査しなければならない。

2 市長は、前項の審査の結果、適合すると認めるときは、当該申請者に緑化率の適用除外に関する許可書（規則第18号様式の2）を交付しなければならない。

3 市長は、第1項の審査の結果、適合しないと認めるとき、又は当該申請書の記載によっては適合するかどうかを決定することができないときは、その旨及びその理由を記載した緑化率の適用除外に関する不許可通知書（要綱第2号様式）を当該申請者に交付しなければならない。

4 規則第9条第1項の規定による申請から第2項又は前項の規定による交付までの標準処理期間は、30日間とする。

(緑化施設の工事の認定又は認定しない旨の通知)

第4条 市長は、規則第11条第1項の規定による申請があった場合は、申請内容について法第43条第1項の認定をするかどうかを審査しなければならない。

2 市長は、前項の審査の結果、認定するときは、当該申請者に緑化施設工事完了延期認定書（規則第19号様式の2）を交付しなければならない。

3 市長は、第1項の審査の結果、認定しないとき、又は当該申請書の記載によっては認定するかどうかを決定することができないときは、その旨及びその理由を記載した緑化施設工事完了延期の認定をしない旨の通知書（要綱第4号様式）を当該申請者に交付しなければならない。

4 規則第11条第1項の規定による申請から第2項又は前項の規定による交付までの標準処理期間は、15日間とする。

(認定を受けた緑化施設の工事の完了確認の通知)

第5条 市長は、規則第12条第1項の規定による届出があった場合は、当該緑化施設に関する工事が完了し法第35条又は第36条の規定に適合していることを審査し、確認しなければならない。

2 市長は、前項の確認の結果、当該緑化施設に関する工事が完了し、かつ適合していると認めるときは、当該申請者に緑化施設工事完了確認通知書（要綱第5号様式）を交付しなければならない。

（緑化率の最低限度に関する証明通知書の交付）

第6条 市長は、規則第13条第1項の規定による申請があった場合は、申請内容が法第35条又は第36条の規定に適合するかどうかを審査しなければならない。

2 市長は、前項の審査の結果、適合すると認めるときは、当該申請者に緑化施設適合証明通知書（規則第21号様式の2）を交付しなければならない。

3 市長は、第1項の審査の結果、適合しないと認めるとき、又は当該申請書の記載によっては適合するかどうかを決定することができないときは、その旨及びその理由を記載した緑化施設適合証明をしない旨の通知書（要綱第7号様式）を当該申請者に交付しなければならない。

4 規則第13条第1項の規定による申請から第2項又は前項の規定による交付までの標準処理期間は、15日間とする。

（規則第13条の規定によらない緑化率の最低限度に関する証明書の交付の申請）

第7条 法第35条又は第36条の規定が適用となった建築物の維持保全をする者は、当該建築物の緑化施設を変更しようとするときは、その計画が法第35条又は第36条の規定に適合していることを証する書面の交付を市長に求めることができる。

2 規則第15条第2項の規定による届出を行った者及び緑化地域において既存の建築物を維持保全する者は、当該建築物の緑化施設又はその計画が法第35条又は第36条の規定に適合していることを証する書面の交付を市長に求めることができる。

3 規則第13条の規定は、前2項の規定に基づき申請する場合について準用する。

4 第6条の規定は、前項において準用する規則第13条の規定による申請があった場合について準用する。

（手数料の減免申請）

第8条 横浜市緑化地域に関する条例（以下、「条例」という。）第4条第3項の規定による減免を受けようとするものは、許可手数料減免申請書（要綱第8号様式）により市長に申請しなければならない。

（手数料の減免の通知）

第9条 市長は、前条の申請があった場合は、条例第4条第3項の規定に適合するかどうかを審査し、許可手数料減免承認・不承認決定通知書（要綱第9号様式）により通知しなければならない。

（委任）

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境創造局長が定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成21年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月5日から施行する。

要綱第 1 号様式 (削除)

緑化率の適用除外に関する不許可通知書

様

横浜市長



年 月 日に申請のありました計画について、都市緑地法第35条第2項の規定による許可をしません。

1 緑化施設を整備する建築物	
建築物の名称	
地名地番	
敷地面積	
2 不許可理由	

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

要綱第3号様式 (削除)

緑化施設工事完了延期の認定をしない旨の通知書

様

横浜市長



年 月 日に申請のありました件について、次の理由により都市緑地法第43条第1項の認定をしないことを通知します。

1 緑化施設を整備する建築物

建築物の名称	
地名地番	
敷地面積	

2 認定しない理由

--

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

横浜市 指令 第 号
年 月 日

緑化施設工事完了確認通知書

様

横浜市長



年 月 日に届出のありました件について、緑化施設に関する工事が完了し、都市緑地法第35条又は第36条の規定に適合していることを確認しましたので通知します。

1 緑化施設を整備する建築物

建築物の名称	
地名地番	
敷地面積	

2 工事完了年月日及び認定書番号

工事完了年月日	
認定書番号	

要綱第6号様式 (削除)

緑化施設適合証明をしない旨の通知書

様

横浜市長



年 月 日に申請のありました計画について、次の理由により都市緑地法第35条又は第36条の規定に適合していることの証明をしない旨を通知します。

1 緑化施設を整備する建築物	
建築物の名称	
地名地番	
敷地面積	
2 適合を証明しない理由	

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。

許可手数料減免申請書

年 月 日

（申請先）
横浜市長

申請者 住所

氏名

（法人の場合は、名称・代表者の氏名）

電話

横浜市緑化地域に関する条例第4条の規定による手数料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

1 建築物の敷地の位置及び面積	
建築物の名称	
地名地番	
敷地面積	
2 減免を申請する理由	

横浜市 指令 第 号
年 月 日

許可手数料減免 承認 ・ 不承認 決定通知書

様

横浜市長



年 月 日に申請のありました許可手数料の免除については、次の通り 減免する ・ 減免しない ことに決定しましたので、通知します。

1 建築物の敷地の位置及び面積	
建築物の名称	
地名地番	
敷地面積	
2 決定内容	
3 減免をする理由又は減免をしない理由	

(A4)

(備考)

様式の下欄には、教示について記載することができる。